

産業政策論の争点一定義と有効性をめぐる問題

浅 田 正 雄

要 約

戦後の日本経済・産業の急成長は大きな謎であった。この要因としては、欧米では、通産省と企業とが一体となる官民協調体制、いわゆる「日本株式会社」によって成し遂げられたものであると批判された。OECDが70年代はじめに、その要因として日本の産業政策に注目し始めて以来、欧米では日増しに産業政策への関心が高まり、わが国以上に実証的・理論的研究が大きく進んだ。ところが、戦後我が国の高度経済成長に果たした通産省の産業政策の評価について、最近、三輪・マークライザーの両氏による『産業政策論の誤解』なる書物が発表された。本稿では、彼らの通説に対する徹底した産業政策論批判論を題材としながら、従来から行われてきた産業政策論の再検討と議論の整理を行うこと主目的にする。そして、産業政策の定義・政策手段に焦点を合わせて、従来からの議論をレビューし産業政策の有効性を検討した。その結果、三輪・ラムザイヤーの彼らの言う通説に対する批判や主張は、一部正しいが、問題があることも判明した。

キーワード：産業政策；通産省；市場経済；公的介入；産業組織；高度経済成長；市場の失敗；政府の失敗；産業再編成；新古典派経済学；行政指導；勸告操短；住金事件；出光事件；国際競争力；戦略的産業政策；規制

経済学文献季報分類番号：08-13

はじめに

近年の我が国の内外を取り巻く経済・産業の状況は半世紀から1世紀に一度あるかなしかの大激変を経験している。これらの状況に対応した経済、産業の体制・組織、および産業構造の再編成や転換が世界各国の緊要・緊急の課題であり、経済政策とりわけ産業政策のあり方が問われている。かつて産業政策のあり方が大きく問われたのは、70年代～80年代頃である。特に欧米で、(日本型の)産業政策の意義や問題が盛んに再検討されてきたが、産業政策の定義さえ不明で、その役割・目的などについても評価がさまざまであったのが、最近ようやく固まりつつあるように思われた。

このような中、(日本の)産業政策論の議論について、天地をひっくり返すほどの大きな衝撃を与える著作が2002年12月に現れた。それは三輪芳朗とJ・マーク・ラムザイヤーの両名による『産業政策論の誤解』¹⁾なる書物である。それによると、戦後の日本の産業政策が

有効に機能し、戦後日本の急速な経済成長の実現に大きく貢献した²⁾ というのは全く「通念」に過ぎず、「日本の産業政策は有効であったかという設問は不毛・無効である」といい、さらに「産業政策の」有効性を主張する文献のほとんどは「通念」の集積に過ぎないと強調する。そして、同書のはしがきにおいて、日本の産業政策の有効性をめぐる「通念」に即して同書の結論をきっぱりと要約して示している³⁾、これを必要部分だけ抜粋すると、以下のようである。

- (1) 産業政策を実施したとされる省庁(多くの場合、通産省)は、個別企業や産業などの民間の経済主体の行動に重大な影響を与えうる有効な「政策手段」を持たなかった。
- (2) ・・省略・・石油精製業を所管する通産省のように、例外的に有効でありうる「政策手段」を有したケースでも、政府は、「手段」の行使に極めて慎重であり、ほとんど行使しなかった。
- (3) 「産業再編成」「産業体制整備」「産業秩序の維持」など様々なスローガンで彩られる産業政策は、ほとんどの場合、明確かつ具体的な「政策目的」と「政策目的」を実現するための具体的「政策手段」の双方を欠いていた。さらに・・中略・・産業政策は失敗したのではなくて、実施されなかった。
- (4) 産業政策と呼ばれる介入主義的な政策を実施しなかったという点では、日本政府は他の先進市場経済の政府と異なる。
- (5) 「産業政策が有効に機能し、戦後日本の急速な経済成長の実現に大きく貢献した」とする「通念」は、明確な証拠に基づかないという意味で根拠のない見方であり、観察事実と整合的ではないという意味で誤りである。

このように、三輪とラムザイヤーは戦後日本の産業政策についての「通念」と彼らが呼ぶものを痛烈かつ徹底的に批判して、産業政策の意義や役割を完全に否定しているのである。

現在までのところ、諸説紛々としてきた産業政策論であるが、現実世界は確実に激しく変化し、それに対応して各国政府にふりかかり、生起する固有の問題に対して産業政策が行われるとき、その理論的枠組みや政策手段を点検し、その有効性や限界を確認しながら、一度総括してみることは、実際の政策や産業政策論の今後の展開のために意義のあることである。とくに、本稿において、我々は、三輪・ラムザイヤーが提起した問題に焦点を合わせ、まずは定義、手段の有効性をめぐる問題を検討し論点整理をすること主目的とする。

I 論争の発端

『日本の産業政策』1997年の序章部分において、その編著者の一人小宮隆太郎は産業政策とは何かについて、「産業政策」という言葉は、ごく最近まで英語ではほとんど見かけられ

なかった言葉だが(大陸ヨーロッパではときにその種の言葉が使われたことがあったが、それほど熟した言葉ではなかった)、日本でも比較的新しい言葉といってよい。今日でこそ通産省に「産業政策局」という局まであるが、通産省でも産業政策という言葉が使われるようになったのはおそらく1970年前後からではないかと思う⁴⁾と述べている。

産業政策論研究での定義問題の火付け役は、おそらく1973年発刊になる貝塚啓明の『経済政策の課題』に始まるといっても良い。いわく、「驚くべきことにこの産業政策という言葉は、少なくとも筆者が調べたかぎりにおいて、今までに明確に定義されたことがないのである。』⁵⁾という頻繁に引用されることで有名な文章がそれである。

しかしながら、定義されていないからといって、その用語が我が国において存在しなかったわけではない。例えば、筆者の知る限り、産業政策という言葉は、すでに1967年発刊の『エコノミスト』臨時増刊号において、篠原三代平論文「産業政策と独禁政策の諸問題—資本自由化に対処する道—」において文字通り明確に使われている。そこでの論議は、我が国のいわゆる高度経済成長の絶好調の頃、貿易の自由化と資本の自由化という外国からの強い要求に対して、我が国の経済・産業の政策をいかにすべきか、すなわち外圧に対して我が国の産業組織や産業構造をいかに再編成・改革すべきかという問題であった。より具体的な契機となったのは、資本の自由化を前にしての八幡製鉄と富士製鉄の合併問題である。そこで、篠原は、当時の我が国の鉄鋼業を取り上げ、技術力・生産性の絶対水準の双方において世界のトップレベルに達しているとして、「我が国の鉄鋼業は、もはや比較生産費基準から考えても、幼稚産業でないし、さらに重要なことは、絶対生産費の基準から考えても幼稚産業ではないといわねばならない。つまり貿易・資本のいずれの自由化に際しても、幼稚産業として特別の保護を受けねばならないという理由は、完全に消失したと見るべきである」と述べ、「鉄鋼業は誰が見ても、無条件に資本自由化の第1候補となるべき産業である」と主張⁶⁾している。

ここでは、産業政策という言葉の定義こそは、確かに行われてはいなかったが、その用語の実質的な意味は、今日的には最狭義のものになるが、明確であったといえることができる。この用語は我が国では1960~70年代に広く定着したようだが、戦前に永井亮の『新産業政策論』(巖松堂書店、1924年)があり⁷⁾、また日本の経済団体連合会による1952年の「産業政策の確立に関する意見」⁸⁾に見られるように古くから使用されていたことがわかる。

産業政策(industrial policy)という用語が国際的に広く認知されるようになったのは、1971年にOECD(経済開発協力機構)が“The Industrial Policy of 14 Member Countries”という一連の報告書を公にしてからであり、それを前後として、日本あるいは世界の産業政策問題の調査と報告書の発表を矢継ぎ早に展開した⁹⁾。またヨーロッパでは、80年代に70年代

後半の産業危機への政策的対応の研究が現れた。しかしながら、産業政策の問題が最もホットに論じられたのは80年代初期のアメリカ(HARVARD BUSINESS REVIEWのフォーラムにおいて)であった¹⁰⁾。

各国の実際の政策経験については、日本以外に、1940年代以降、産業と話し合っ、国家が望むような方向に経済を誘導するようなやり方で、産業政策(sectoral policies)を実施したと言われているのは、ヨーロッパ諸国である。とりわけ、1951年のフランスおよび西ドイツが、鉄鋼・石炭産業に対して、歴史上最も有名な産業部門政策を実施した。翌年には両国の他にベルギー、イタリア、ルクセンブルグ、およびオランダが加わってできたヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)は二つの基幹産業を再編成する共通の政策を展開した。1957年には、この断行が他のヨーロッパ諸国にも拡大しヨーロッパ共同市場(EEC)が誕生した¹¹⁾。

II 定義をめぐる問題

Iの冒頭で紹介したように、結局、定義問題について困り果てた貝塚は、「産業政策とは通産省が行う政策である¹²⁾」と述べたことから明らかなように、我が国の場合、産業政策の立案・実施主体の主管庁が、通商産業省(現経済産業省)であったことだけは明瞭になった。産業政策は、一般的には、産業(通常は製造業、あるいはこれにエネルギー関連産業を含めることもある)を直接対象とした経済政策の総称であるといえる。それゆえまた、それは一国の生産諸要素を産業や企業にいかに配分するかという資源配分問題への公的介入という側面を持っている。したがって、公的介入を行う主体は国家ないしは政府となるし、各省庁またはその部局、あるいは地方自治体となるであろう。言うまでもなく、実際の業務取り扱い機関としての主管庁は通商産業省であるが、産業の概念は広いのが一般的であり、農・林・漁業は農林水産省、造船・運輸は運輸省(現国土交通省)、金融・保険・証券は大蔵省(現財務省)、土木・建築は建設省(現国土交通省)等々と通商産業省の支配の及ばない産業分野も多数にあるから、広義の産業政策を考える場合には、これらの総体としての役割や意義を考察する必要がある。現実の産業政策はこれらの省庁が単独に行う場合もあるし、横断的複合的に行われることもある。

さて、本論文の冒頭に述べた三輪・ラムザイヤーにあつては、適切な問いを発しなければ、適切な回答は得られないという観点に立ち、産業政策とは何か?「産業政策」が明確に定義できなければ、評価対象が定義されず、評価作業は難航、あるいは不可能となるといつつ、産業政策の有効性を論じた従来からの文献の多くは、評価対象たる「産業政策」を特定化せず、総論に終始した¹³⁾と批判しているが、産業政策を定義することは自ら放棄している。

それはともかく、産業政策の内容としては、大きくは(1)産業基盤政策(2)産業構造政策(3)産業組織政策に分けられるが、一応定説と見られるものは、以下の4つである¹⁴⁾。

- (1) 産業用の用地・道路・港湾・上下水道・電力など産業一般の基盤作り政策
- (2) 産業再編成、投資や生産調整、操短など個別産業の内部組織のための政策
- (3) 幼稚産業や成長産業の育成、衰退産業からの退出など産業間の資源配分のための政策
- (4) 中小企業のための政策

今日的観点からは、この4点だけでは、狭義にすぎると思われ、研究開発・技術支援、公害の防除・規制、消費者保護等を含めるべきであろう。

一般的に政策と言うものは、現実経済の実態の中から生起する諸問題に対する対処策であり、現実の経済は、(長期・短期の)時の流れとともに、変化・変動するので、それに合わせて概念・政策手段・政策目的も変わりうるものである。第二次大戦後の日本経済についての産業政策論を論じる場合、復興期、高度成長期、安定成長期、その他というように3~4期に分けることが一般的である。それは各期の政策に大きなメルクマールが存在することが主な理由であるが、それぞれの経済の実態が大幅に異なっていると認識し、この節目を境にして大きな政策変化が見られるのではないかと類推するからである。現実的にも、戦後の我が国で実施された産業政策は、他の政策との関連性・整合性を考えたり、長期的な経済の展望に立ったものとは言い難く、その時々を生起する問題にアド・ホックな対応であったと見られる。

我が国において産業政策という場合、かつての実務経験者であった通産省の福川伸次元事務次官は「産業政策とは、市場原理を基礎としながら、第一に、公害、貿易摩擦、大規模なR&Dの難しさ、エネルギー供給の不安などの市場の不確実性を解決する補完措置を講ずるとともに、産業の転換や労働移動を、社会的な摩擦を避けながら、スムーズに進める政策である」¹⁵⁾といい、伊藤らは、産業政策とは「一国の産業(部門)間の資源配分、また特定産業(部門)間の産業組織に介入することにより、その国の経済厚生に影響を与えようとする政策である」とし、「競争的な市場機構の持つ欠陥—市場の失敗—のために、自由競争によつては資源配分あるいは所得分配上何らかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策である。しかもそのような政策目的を、産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体」¹⁶⁾であるという。また小宮らは産業政策とは、「市場の失敗(market failure)に対処するための政策的介入である」¹⁷⁾ということである。奥野のいう産業政策とは、「産業間・部門間の資源配分に介入し、あるいは産業内の産業組織に対して競争制限的な介入を行うことによつて、一国の経済厚生を高めようとする政策である」¹⁸⁾。さらに、新野は「最も広義には、

諸産業の構造・行動及び成果に一定の影響を与えることを直接の目的とした政府の政策¹⁹⁾と定義する等々種々雑多である。

他方、産業政策の定義について欧米の見解について若干ふれておこう。米国において産業政策論争を最も精力的に展開した Johnson は「国際競争力を維持するために国家経済における様々な産業を発展させたり、縮小させることを意図する政府活動²⁰⁾」と述べる。さらに米国の産業政策の最も著名な支持者である Reich は、インフラの開発、熟練労働力の育成、将来の有望産業支援、地域政策を産業政策の内容と見ており²¹⁾、また、イギリスの支持者である Pinder は産業政策の内容として、マンパワー政策、設備投資のための財政金融策、公共投資計画、公的調達、研究開発のため財政支援、特定企業への研究開発支援、反トラスト政策、企業合併、中小企業支援、社会インフラやコンビナートのような部門政策、一般的保護貿易、特定部門における不況カルテル、労働集約産業における生産性向上などを含めている²²⁾。さらに、ヨーロッパの産業政策批判者の Dnges は産業政策とは、産業に影響を与える全ての政府活動であると述べている²³⁾。また、Chang は特定の産業（その構成要素としての企業）をターゲットにして、経済全体が効率的になると認識する結果を得るために、国家が行う政策である²⁴⁾といい、さらに、Landesmann による定義²⁵⁾では、産業政策は産業ないしは経済一般を対象にしたものではなくて、特定の産業・企業・地域・グループをターゲットにしている点に特徴がある。等々

欧米の産業政策に関する定義も我が国に劣らず種々雑多であるが、我が国のものと比べると、純経済理論的な観点よりは、産業発展のための政治的・戦略的意義が論ぜられることが多い。その意味では、我が国の方が、欧米よりも、幅広く理論的研究が進んでいるように思われる。

以上のように、世界の産業政策についての定義や内容は多種多様であり、その全体像が永らく明確ではなかった。とくに欧州における理由は、OECD 第2次産業政策比較報告(1975年)において指摘されている²⁶⁾ように、戦後の急激な世界(とりわけヨーロッパ)の変化に対応して、産業活動の役割、国民の目標や優先課題、ダイナミックな国際的経済環境への適応、EC 共同体の統合と政策調整等、社会的・経済的・政治的目的を達成するために、いかにすべきかということが未確定なために、産業政策の概念を確定的なものにすることが困難であり、また時期尚早であると見られたり、また英米では、伝統的に政府による市場経済への介入はタブー視されて、産業政策なる概念が未発達であったからであろう。

以上、定義に関する議論をレビューしてきたので、まとめをしておくことにしよう。産業政策を行う主体としては政府、主として通産省(現経済産業省)、あるいは各省庁、あるいは地方自治体であることに異論はないであろう。政策対象は、当然、産業全体(目的によつ

ては個別産業や企業)である。この主体が、直接的介入手段および誘導的介入手段などを使用し、政策目的である産業内外の秩序維持・調整を行い、あるいは国の経済発展戦略を行って、その国の経済厚生を高めることこれである。大変抽象的ではあるが、これが我々による産業政策なるものの内容である。主体・手段・目的について、個々具体的に表さなかったのは、その時、その地域における現実の経済や産業の課題・現象は複雑・複合的であり、個々に共通概念をあてはめることができなかつたからである。

要するところ、われわれは産業政策の定義を、実施主体、対象、目的、手段、行為から考えて次のようにする。産業政策とは、「政府もしくは通産省(現経済産業省)が、諸産業を直接の対象として、諸産業の保護・育成、調整・整備のための諸手段を使用して、何らかの社会的目的を達成するために、個々の産業・企業の生産、営業、取引活動に干渉し、市場形成あるいは市場機構に直接・間接に介入する政策の総称」である²⁷⁾。この定義も多くの意味をこめ過ぎるために、やや冗長の嫌いがある。これをあえて三つのキーワードに表すとすれば、産業、市場機構、政府の介入ということになる。

いずれにせよ、産業政策の有効性をめぐる評価の問題を考えるには、三輪・ラムザイヤーもいうように、産業政策の定義や内容の問題が重要である。要するに、産業政策とは何かということ、つまり、実施主体、目的、手段はなにか、実施年はいつなのかということが明確でない限り、答えようがない。

III 政策手段をめぐる問題

産業政策は有効であったという通念・通説が真理であるためには、厳密に言えば、三輪らも言うように、有効であり得る政策手段が存在し、実施可能であり、効果が十分現れる規模で行使できることの条件が必要である。ところが、従来からの産業政策に関する研究では、政策手段に関わる具体的情報が極めて乏しく、通念の有力さの陰に隠れて、その性格や効果について十分研究されてこなかったという点については、三輪らの指摘は正しい。

彼らは、従来から通念として有効とされてきたいくつかの政策手段を取り上げ、上述の条件を個々具体的に検証する。一般的に産業政策の手段としては、直接的手段(参入規制、設備投資の許認可、生産量規制、価格規制、新製品導入規制、資源・資金割当、資金配分、原材料等輸入のための外貨配分、原材料等の配分、外資導入、技術導入)と、間接的手段(課税の軽減、補助金等、低利融資、その他の優遇措置、独禁法の適用除外制度)に分けられる。彼らはその多くの手段の中から重要なものについて一つ一つ詳しく論じている。そして結論として、これらのリストに含まれる手段のほとんどは、所管省が自由に行使できたとしても、関係経済主体の意志決定に十分に有効な影響を与えないという意味で、有効な手段で

はないと述べ、あるいはまた有効でありえた政策手段は少ないし、有効に機能した政策手段はさらに少ない²⁸⁾と断言する。

ここで、産業政策論争において有意義だが最も議論の多い、政策手段である行政指導についても詳しく検討しているので、これらのうち二、三の例を取り上げ少し詳しく述べよう。

三輪・ラムザイヤーは、日本の産業組織や企業行動に関する基本文献として、広く読まれ影響力を持っている Caves and Uekusa (1976) の論文「産業政策と行政による競争の管理」²⁹⁾の一部を抜粋して取り上げ、この論文の主張が、いかに彼らの言う通念に支配されているかを詳細に考察し問題点を指摘する。

「以上の目標を達成するための手段は多様であった。1960年代中ごろまでの主要な手段は原材料の輸入に必要な外貨の割当であった。通産省が割当権限を持っていた³⁰⁾ というような通念を反映した論文の主張のほとんどが誤りであるという。その一例として、上述の Caves and Uekusa は外貨の割当権限が主要な手段であったとする主張に注を付け、Lookwood と Kaplan の論文での記述（1965年まで、通産省は・・・鉄鉱石と石炭の双方の輸入と生産者割当を直接統制した）を参照し、その根拠としている。しかしながら、綿花や原油、鉄鉱石等の輸入に対する外貨割当の手段について、それらの品目は1960年代冒頭の貿易自由化で真っ先に自由化され、通産省はその権限を持っておらず、したがって鉄鉱石が輸入割当制度のもとに置かれていたというのは事実誤認である³¹⁾ と三輪らは主張する。

ここでの三輪らの批判は一部正確である。Caves らの論文にいう外貨の割当制度は1949年施行の「外国為替及び外国貿易管理法」が存在し、実際にも行われていた。がしかし、鉄鋼の場合、銑鉄輸入は60年から、鋼材輸入については61年6月より外貨割当制は廃止されるに至った³²⁾ からである。

ここでの問題は、「外国為替及び外国貿易管理法」という法律が1949年以降廃止されるまで、厳然として存在したということである。行政府がなんらかの立法措置を講じるということは、当然、現実の解決を迫られた課題があり、問題意識があり、一定の効果を考えた上での所作である。したがって、このケースのように、策定され実施された政策手段が輸入規制効果を持つ重要な手段として機能し有効であったというのなら、49年以降60年以前という時期に限定するのが正しい。しかし三輪らのような批判から、直ちに一般論として、産業政策の有効な手段が我が国になかったとか、ひいては我が国に産業政策が実施されなかったということをおわれわれは言うことはできない。

次に、三輪らが批判する、我が国の産業政策の有力な政策手段と評価された勧告操短の場合を見てみよう。いうまでもなく、勧告操短とは、勧告操業短縮であり、通産省が企業または産業の生産量を調整するため、勧告または通達によって、行政指導することをいうのであ

るが、三輪らに取り上げている具体的ケースは「出光事件」と「住金事件」である。前者のケースにいう「出光事件」は1962年7月施行の石油業法下で発生した。通産省の依頼を受けて「石油連盟が各石油精製会社の計画生産量を調整していたが、石油連盟の調整に不満な出光興産が石油連盟を脱退し、石油連盟による調整を拒否した」³³⁾ 事件である。

彼らのいう問題の要点は、結局は、当該企業の出光興産が通産省の指導または強権（石油業法下の石油精製のための設備投資に対する許可権）に逆らって、業界や通産省の生産調整に反対し、増産した事実があるかどうかということになる。

この点に関しても、三輪らは自らの主張に有利な証拠をもって論を展開した。すなわち、彼らは新聞記事による豊富なデータをそろえて、事件の経過を丹念にフォローし、詳細に検証しているが、1963年11月30日、出光興産が石油連盟の1963年度下期の生産調整案を不満として同連盟を脱退するという、いわゆる第一次出光事件が勃発した。この事件の石油連盟や通産省による善後策は石油連盟や通産省が出光の連盟への復帰説得工作を行った。この工作が失敗した場合には、通産省が石油業法で出光を規制するというものであった。根強い三者間の交渉が約1カ年続いたが、最終的には、通産省と石油連盟の斡旋案を出光興産が飲んで石油連盟に復帰するという形で決着を見た。その内容³⁴⁾の要点は、①出光興産の増産を認める。②生産調整はできるだけ速く撤廃する。③政府の指導による生産調整はよく守るというものであった。

次に、「住金事件」は、敗戦直後から日本経済の主役であった鉄鋼産業のなかで後発メーカーであった住友金属工業が和歌山製鉄所に高炉増設の計画を進めていたとき、過剰設備から来る過当競争と、メーカー各社のシェアが乱れることを恐れた通産省は、不況を理由にこれを認めようとしなかったために起きた。鉄鋼業界全体も昭和40年不況のため生産調整、設備調整を図ろうとしていた状況があったことに加えて、不況対策のために各メーカーの粗鋼生産量は通産省の指導によって割り当てられていたが、輸出比率の高い住友金属工業には不利なものであった。そこで同社はこれを不当だとして、輸出分は別枠として独自の計画による生産を行うと内外に宣言したのである。

この決着点を見て明らかのように、通産省の強権発動ないしは指導という事実がないままに、出光の増産が認められたということで、三輪らの主張は一部正しい。つまりは、通産省の操短勧告という形での産業政策としての目に見える行政指導は、発動されたという証拠に乏しく、その意味ではほぼ無力であったということもできる。

通産省は、生産調整体制の崩壊を避けるべく、生産調整方法をめぐる対立の激化が破局に至らないように石油連盟及び各石油会社に自重を求め続けた。事件発生後も出光に生産調整への協力を要請し、さらに石油審議会を表に立てて出光の協力を得るための斡旋に努力し

た。生産調整は、出光事件3年後の1966年10月に廃止されことになった。

ここに三輪らの主張に多少の疑問が残る。すなわち、出光興産は、石油連盟の生産調整（減産）を消費者に迷惑をかけるという理由で連盟の意向にもともと強い不賛成を表明していたのに、なぜ後に翻して、生産調整を求めがちな連盟に復帰し、政府の指導による生産調整を守る約束をしたのかということである。出光興産には、生産量増産にある程度の裁量が許されたとしても、そのメリットだけで妥協したとは言い難い。この点において、業界団体や通産省の見えざる圧力、すなわち業界の競争的寡占市場や行政指導が何らかの影響を与えたのではないかと解釈される³⁵⁾。また住友金属工業の場合、同社は通産省に公然と反旗を翻して行政指導に従わなかったが、そのため、同社は輸入石炭の割当を減らされた。この事実から、三輪らの主張する行政指導は実際に行われたという意味で、三輪らの主張は直ちに受け入れがたい。このことからわかるように、住友金属工業の取った行政指導無視の行動は、例外に属することであったといわねばならない。大抵の場合、お役所の指導に従うのが賢明であり、妥協案に持っていても、多くの場合、行政指導に従ったとしても決して不自然なことではなかったのではないだろうか。

我が国における産業政策の多くの手段は、行政指導を除き、立法措置が講じられていた。法律は、それが罰則や制裁を伴う場合には、法治国家の構成員は全て遵守するというのが建前で、特別な違法者は別として、多くは順法行動をするから、我々の社会活動がスムーズに行われるのである。例えば、われわれには法律に基づく交通ルールを持っているが、それがただ単に存在するだけで、その手段が現実に応用されなかったとしても、多くはそのルールに基づいて行動するという効果がある。その有効性を見るために、実際に摘発された違反者の件数や事件の重大性を挙げて、立証する必要が必ずしもあるとはおもわれない。

行政指導は法的根拠を持たず、違反に対する罰則規定もないが、上のケースのように通産省の政策意識や行動は明瞭であるので、その直接の効果があつたかどうかは別として、実際に行政指導をしていたということは事実である。その中で出光興産のように、それに一部あるいは一時期従わなかったかもしれない。しかし、産業界の多くの企業、あるいは産業全体としては、行政指導の存在を全く無視して行動したと考えることの方が不自然であろう³⁶⁾。その意味で、三輪らの主張を全て肯定することはできない。

行政権限を持つ手段としては、金銭的あるいは非金銭的誘因を与えることにより、企業に政策目的に沿う行動を起こさせる『誘導的政策手段』と、法律に裏打ちされた許認可権限や法的裏付けのない行政指導などにより、企業の行動をコントロールする「規制的な政策手段」がある³⁷⁾。ここで行政指導という行政権限を行使する主体は、通産省だけではないということである。例えば、大蔵（銀行、証券、保険など）、厚生（製薬業など）、郵政（放送、

通信業など)、建設、農水、運輸などの省庁が規制産業をコントロールしている。そして、これらの場合には、かなり強い強制力を持っていると見られる。

通産省の場合の行政指導は、操業短縮、合併・合理化、輸出自主規制など、通産省の裁量によって業界指導が行なわれることをいう。フォーマルな立法措置と異なり、行政指導は法律上の承認の裏づけを必要としないが、自発的な応諾を引き出すという点で法律と同じ効果を持っている。他の政策決定とは異なり、行政指導は事前になんらかの相談・指導が行われる。つまりは、市場システムは参加者間の競争による事後決定であるのに反し、行政指導は事前的調整のシステムであるといえる。この意味で、そのメリットとして、政府・企業間のネットワーク的な協調システムにおける調整の役割を果たし、企業・産業の取引費用を軽減するのに貢献してきたとされる反面、行政指導を通じて、法律の裏づけのない権限の行使によって産業の自主性が奪われ、行政指導はある種のカルテル化すなわち市場の競争を制限する役割を果し、ひいては不況期に淘汰されるべき企業が淘汰されずに残り“過当競争”を生み出し、さらには独占禁止政策を後退させる否定的な効果を持っていたと見る意見もある。

政策手段の評価について行政指導が有効であったという見解に対して、大山は、行政指導に効力のない場合も指摘している³⁸⁾。

行政指導には強制力の強い場合と弱い場合がある。前者が有効になる条件は、「従わないときの不利益を予想させる直接・間接の許認可権限、従うときの利益を予想させる補助金、財政資金、税制上の優遇措置」などが与えられている場合である。しかし、通産省の場合、他の関係省庁と比較して、許認可権限の数こそ多かったが、強制力が「強かった」わけではなかった³⁹⁾といわれている。

さらに、行政指導の有効性は指導の受け手側すなわち企業・産業の条件にも依存する。業界を構成する各企業が同質的で利害が一致する場合と利害が対立する場合とでは指導の有効性は全く異なるであろう。この意味で業界が競争的な場合にはそうでない場合よりも指導の効力は劣ると考えられる⁴⁰⁾。

いずれにしろ、三輪らのとりあげた「出光事件」と「住金事件」は業界の過当競争から出発した問題が戦後20年にわたり金科玉条のごとく駆使されてきた通産省の行政指導の正当性を問い、またその後に展開された行政指導の有効性の問題に火をつけることとなった。

鶴田は、行政指導に関する評価について、この手段による介入の有効性に関する議論の評価は分かるとし、行政指導が個別的、限定的にはともかく、全体的な産業組織形成に決定的な影響力を及ぼすほどの有効性を持っていたか否かについては慎重な評価が必要であろうと述べている⁴¹⁾。

産業政策の支持者である Boltho は、行政指導が計測不能であるので、その役割が過小評

価されていると論じている⁴²⁾が、この手段の有効性を論じる場合に考慮すべき事柄であろう。

IV 有効性をめぐる問題

これまでのI～IIIまでの議論において、産業政策の有効性の問題についてもかなり論じてきた。しかしながら、我が国の産業政策が行われた全期間や総合効果についての評価ではなかった。三輪らが論難の対象として論じているのは、産業政策のパフォーマンスの最も高かったと彼らの言う、高度経済成長の期間である。いわく、「高度成長期の日本では産業政策はきわめて有効に機能し、高度成長の実現に大きく貢献したとする通念・・・」と批判の対象の大部分が我が国の高度経済成長期に当てられている。この時期を選んだのは、通念がそうであるからというのであろう。著書の最初の数ページをざっと見ただけでも、p.V、p.Xiii、p.4、p.8と4頁にわたって記述されている。

要するに、三輪らが主張する産業政策無効論は、彼らの言う通念が「高度成長期を主に念頭に置いて産業政策有効論」を展開していると解釈し、これに反論するという理屈になっている。それゆえ、この論争に決着をつけるためには、日本の産業政策が有効とされている時期は一体いつなのかということをはっきりと明らかにする必要がある。彼らはこの時期を60年代と明確に述べている⁴³⁾。

結論から先に述べるなら、産業政策論研究の進展した今日では、三輪らのいう我が国の産業政策の最盛期が高度成長時代であるというのは、ごく一部の見解であり、誤解ではないかということである。

三輪らが通念としている見解に同じ評価は、産業構造政策の効果を総合的に評価した上野の「1970年時点において育成目標とされた化学繊維、有機化学、石油精製・・・中略・・・等の諸産業が明確な効率産業として評価分類される。この現実の成果から判断すると、日本の産業政策は明らかに成功を取めたといつてよい」⁴⁴⁾にみられる。

宮沢は「産業政策の我が国の論者による評価には従来きわだった対立があった」とし、新古典派理論の信奉者の立場では、定義が不明確なうえに人為的な産業介入は競争力強化よりは、弊害の方が多いと主張し、反対に篠原に代表される産業政策支持論者は、動的な資源配分の長期論の視覚をふまえて政策効果を評価している。がしかし、学会では少数派といえると述べている。そして、彼自身の評価としては、明確な評価を避けてはいるが、将来的な展望（貿易問題、公害・資源エネルギー問題、多国籍企業問題といった新次元の出現）を考慮に入れるならば、有効であると考えている⁴⁵⁾ように思われる。

御園生は、戦後に高度に発展した重化学工業化と技術水準は、「産業政策」のみの成果で

あったとはいえないが、産業政策は、昭和30年代からの高度成長の離陸を支え、その条件を整備する役割を果たした⁴⁶⁾と評価している。

奥野は、「戦後日本の産業歴史を要約すれば、それは戦略的産業政策から補正的産業政策へ、直接的介入政策手段から誘導的政策手段へという変化の歴史であった」と述べて、産業政策の変遷・推移を認め、「敗戦による混乱からの復興には経済システムをこえた政府介入が必要とされた。50年代に、日本経済は統制経済から脱皮し、1960年代にはむしろ民間企業の自由を求める圧力が、統制を求める通産省の産業政策を無力化していった⁴⁷⁾とする。

小宮は「産業政策当局は戦後初期には輸入割当制、外資導入・技術導入の許可制、開銀融資、租税特別措置などの、産業と民間企業に対する強力なテコ、介入の手段を持っていたが、高度成長期の貿易自由化・資本自由化政策により、当局はそれらのテコを次々に失っていった⁴⁸⁾という。

中村は、中進国日本が欧米先進国へのキャッチアップを開始したとき、それを効率よく達成するために、形成された官民協調体制をいわゆる日本株式会社の特性と考え、これが積極的な経済的社会的役割を發揮したのは、50年代から60年代であると述べている⁴⁹⁾ことから類推すると、この時期我が国の産業政策が有効に働いていたと見ているように思われる。

伊藤らは「50年代末の高度成長離陸期を通じて、すでに発展しつつあった産業ばかりでなく、新規に育成の対象とされた産業も、急速な成長を続けた。この成功を持って産業政策の有効性の証であると推断したくなることも無理もない」。しかし、世界史的にもまれなこの時期以降の高度成長の要因として、また多数の「育成対象産業」が事実として発展してきたことの理由として、産業政策の存在を挙げることの当否は必ずしも自明ではない⁵⁰⁾という。

鶴田は、わが国の50年代における市場機能の補完的役割としての介入に限定して、その有効性を主張している。しかし同時に、産業政策の評価に限定しているわけではないが、現代のように日本社会の特徴が極めて市場機能が高度に発展した部分と法的に保護された非競争市場の部分との2層構造になっているという認識に立ち、後者のような政府の市場機構への介入は、資源配分や所得分配を歪めているとも述べている。さらに産業によっては、石炭産業や繊維産業のように政策によって保護された産業が衰退し、電気機械のように保護されなかった産業が成長を遂げるといったように、わが国の産業政策は有効でなかったという評価もある。

最後に欧米の産業育成を検討した Carliner は、政府の介入が我が国のハイテク産業の育成に貢献したことを評価している。

以上のように、産業政策の有効性の議論には、賛否両論がある。概して新古典派(的)理論家あるいは市場経済のメカニズムの信奉者は産業政策の有効性を認めない傾向があるよう

である。この場合、産業政策が行われなくても日本経済は高度成長を達成したというわけである。

産業政策に対する評価の問題は、時々々の日本経済の課題およびその認識とこれまで行われてきた産業政策との関わりが大きく関連する。とりわけ、政策論議は産業政策の実施主体やその背景にある経済学者たちのイデオロギーに支配されるという小宮の見解がある。これに関する説論は少し特異な視点からのものであるが、以下小宮⁵¹⁾にしたがって紹介しておこう。

小宮は、戦後の日本の急速な経済発展とともに、経済学者・産業政策担当者(実務家)やジャーナリズムの産業政策論議も大きな変化を遂げたとし、そして、政府の役割・民間企業との関係など経済システムの運営に深く関わる領域の論議は、それぞれの論者が持っている経済体制・国家・私企業制度などについての基本的な観念すなわちイデオロギーあるいは経済観のようなものに左右されるという。「かくして戦後の日本では、産業政策をめぐることは、70年代の中頃までは、学者たちと実務家たちとの間の会話が成り立ちがたかった。また学者・著者たちの間でも、先に述べた基本的理解が産業政策に関する学問的論議の共通基盤になるまでにはかなりの時間がかかり・・・」⁵²⁾と述べていることからすれば、政策実施の担当者の考え方と研究者の意見との間、あるいは研究者間には共通認識はなく、一定の距離があったということである。

そして、今日までの産業政策に影響を与えてきた論者のいわばバックグラウンドを三つの世代に時代区分する。第1世代(1945から60年頃)は、有沢広巳・都留重人や中山伊知郎であり、第2世代(1960年代中頃から)は、館龍一郎・馬場正雄・金森久雄・小宮隆太郎である。そして、第3世代は、人物や年代の特定はしていないが、ゲーム理論・情報・公共財の理論などの応用ミクロ経済学の道具を身にまとった人たちである。

第1世代における有沢と中山の経済観は大きく異なり、前者は、計画経済ないしは社会主義的であるのに、後者は自由(貿易)主義というふうに対照的であった。しかしながら、現実の政策運営に大きな影響を与えたのは、GHQの占領政策の変化や我が国の政治体制の特性が考えられるが、とりわけ、有沢に有利であったのは、短期間といえども、昭和22年6月から発足の社会党の片山内閣の存在であろう。そこで、戦後の我が国産業政策の一大特徴と評せられる傾斜生産方式の提唱者である有沢は、その主張を存分に政策提言として生かせることができたことが推測される。

次に、小宮は、第2世代についてのイデオロギーは、ミクロ経済学とりわけ一般均衡理論と厚生経済学や、主として米国で発達した産業組織論の背景にある経済観であるという。より具体的には、「明確な原因に基づく「市場の失敗」が認められ、かつその状況を是正する

ための合理的で有効な対策が存在するのでなければ、政府は産業に余計な介入をせず、産業発展の方向は民間企業の自由な経済活動に任せた方がよい、というのがこの世代の産業政策の基調である」と述べている。さらに、日本の産業政策に対する評価に言及し、この第2世代は「通産省が展開してきた戦後の日本の産業政策について、総じて否定的な評価を下した」ともいう。

さらに、産業政策に対する役割や意義は、第1世代と第2世代とでは大きく異なっていたので、政策形成において、前者が政府の「産業構造政策の策定」に積極的に協力し、各種の審議会や調査会で指導的役割を演じたのに対し、後者は当局との間に一定の距離を保とうとしたという。

最後に、第3世代は、産業政策が要請されるのは「市場の失敗」の場合に限る点では第2世代と同じであるが、日本経済における市場は病理的状况を示し、「市場の失敗」状況がかなり多いと想定するのが、この世代の認識である。したがって、産業発展のプロセスにおける様々な失敗の状況を想定して理論的に厳密に分析し、それぞれの状況に応じて政策の必要性を明らかにしようとする。このような場合には、従来からの経済学の枠組み、すなわち多くの静学的な状況や均衡状態を視野に入れず、動学的・不均衡状態を好んで考察しようとする。

もちろん、政策担当者の政策運営・立案・意見は必ずしも小宮のいう学会でのイデオロギーや経済観に一致するとは限らないが、政策実施の検討に際して、有沢や小宮⁵³⁾などのように、直接・間接に関わった研究者の影響力を無視することはできないであろう。

ところで、新古典派の経済理論では、競争的市場のメカニズムに任せておけば、資源配分・産業間資源配置の最適化が達成されるということであるから、政府が経済に介入して産業間の資源配分に影響を与えることは、結果的に市場の競争均衡を乱すことになるので、市場の失敗に対応する場合を除いては、原則的に政府の介入は排除されるべきであるというのが定説であった。しかしながら、わが国経済の戦後の急速・大幅な発展を契機として、その要因をわが国が実施してきた産業政策に求める見解・分析が一般化するとともに、産業政策は、今日ではその範囲も拡大し、多くの国の政府は、特定の産業あるいは企業に、種々の規制を加えるだけでなく、特別償却制度、研究・開発投資への支援、外国品に対する輸入制限、輸出補助金、失業手当の支給、労働争議への仲裁などの種々の手段を使って見えざる手を拡大している。産業政策がこのように積極・広範に用いられるようになった理由としていくつか考えられるが、最も基本的なことは、交通・通信・情報の発達に伴うグローバル化の急速な進展により、以前よりも世界経済の相互依存関係が非常に強まったことである。換言すれば、1970年代以降の経済のグローバル化の進展、急速な技術革新、市場や企業組織の急

変、産業構造の変化、生活の充実・多様化を背景にして、世界の各国において、独占禁止政策、公害対策や消費者保護などの社会的規制または直接規制、および産業政策や科学技術政策の運営方法やあり方が問われだした。これらの変化は、程度の差こそあれ、各国において同時並行的に進行してきたので、政策課題も共通的性格を帯びるようになってきた。

産業政策が現実には要請される理由は、世界の競争システムの中においては、各国内では、外的ショックによるダメージを受けた国内産業・企業から政府への陳情や政治的要求が起こり、また常に国際分業体制の変化への対応と自国の経済・産業の再編成が求められるので、産業への国家介入が行なわれるのである。上述のように国家の産業への介入は市場経済のメカニズムを乱し、産業の自主性や自由を奪うものとして極力排除されるべきという考えは古くから存在すると上で述べたが、理論的には、産業への国家介入でも一般にそれにより経済的厚生を増加させる場合には正当化される場合もある。

しかしながら、一国の産業政策がその国の経済的厚生を高めるとしても、それが他国の経済的厚生を減じるようなものであるなら、両国間に経済摩擦の問題が生じることになる。この問題を回避しようとするなら、産業政策の国際調整が要請されるが、このような目的に完全に有効な世界的枠組が存在しないので、この問題の解決はそうたやすいものではない。

以上のレビューや考察から明らかなように、我が国の産業政策に対する評価には、総論（総体評価）と各論（期間・内容限定）が存在する。また総論の中にも、評価の二分法が存在する。すなわち、日本の戦後の経済復興・発展に対して、（1）経済官僚とりわけ通産省が高度経済成長を種々の政策手段を駆使して指導した効果を積極的に評価する。（2）政府活動は企業の産業活動にとっての好都合な環境を提供したに過ぎず、日本の発展の主役は市場システムの結果である⁵⁴⁾との二つがある。

産業政策の目的、対象、手段はその時々時代的、経済的、社会的、国際的要請に応じて、変化するから、その変化に対症療法的に行われた産業政策は、それぞれの要請とつきあわせてその効果を見なくては、その正確な評価はできない。それゆえ、少々乱暴な見方になるが、我が国の産業政策が全体として有効であったと評価できるのは、せいぜい60年代に入る頃まで、すなわち高度成長の準備期までになるであろう。このような評価は、我が国の多くの分析の共通認識である⁵⁵⁾。その意味では、三輪・ラムザイヤーの言う時期とは多少のずれがあるのではないか。

結びにかえて

以上に見てきたように、三輪・ラムザイヤーは我が国の産業政策の内容や手段を一つ一つ具体的に取り上げ、これらを詳細に徹底的に検討し、結論として、日本の産業政策はその手

段が存在せず、従って有効ではなかったと論断した。そこでわれわれは、三輪らによって提起された問題、すなわち我が国の産業政策は有効であったかという点に関し考察した。とりわけ定義と手段についての従来からの評価に焦点を当てて検討した。

戦後の我が国の産業政策についての世界の関心が高まったのは、1960年代以降、日本経済の驚異的な発展に対する功罪二つの見方が国の内外から出てきたことである。一つは、我が国の巨額の貿易黒字を原因とする先進諸国からの批判である。もう一つは、欧米の経済停滞脱出や新興工業国の自国発展の戦略のためのモデルとして高い関心を持たれたことにあるが、前者は公的介入による産業調整の問題であり、後者は経済の戦略的発展の問題である。

まずは、産業政策の定義の問題であるが、我が国の経験に限って言えば、政策主体は主管庁である通産省ということになる。従って、産業政策とは、この通産省が、諸産業を直接の対象として、諸産業の保護・育成、調整・整備のための諸手段を使用して、何らかの社会的目的を達成するために、個々の産業・企業の生産、営業、取引活動に干渉し、市場形成あるいは市場機構に直接・間接に介入する政策の総称であると我々は定義付けた。

産業政策のために通産省は、おびただしい数の経済法規や行政制度を着々と制定・整備し、かつ審議会制度を通じて政府と産業との間には密接な協力・協調関係を築いた。この協調関係を前提として、通産省は戦後の産業政策において重要な役割を果たし、日本経済を成功に導いたということがしばしば指摘される。我々が考察したように、通産省が確かに戦後の日本の産業の発展を推進・指導してきたことは疑いのないところであるが、実際に効果があったかどうかは別問題である。三輪らの言うような産業政策の手段や目的が明確でないから産業政策が現実に行われなかったとはいえない。さらに、例えば、行政指導やその他の手段は、実施された場合にもその事実や効果を後に検証することが非常に困難である場合がある。

しかし、産業政策の策定・実施主体（主に通産省）が厳然と存在し、法的根拠に基づく強大な強制力を有する手段やその他行政指導のような誘導的・事前調整的手段をもち、戦後以降今日まで、幾度となく、その行政権力を行使したということは真実である。ただ、その全てが、政策が意図した通りの効果を上げた（現実の産業・企業の行動や市場機能に大きな影響を与えた）かどうかは、詳細に検証しなければならない問題である。

次に、我が国の産業政策の評価には、戦後から今日までの長期にわたる時間軸の中での総論的评价と、戦後経済の流れの中の部分の各論的评价とに分かれる。三輪・ラムザイヤーの場合は、とくに60年代の高度経済成長期に焦点を合わせて彼らの言う通説を批判している。当然のことながら、我が国の産業政策は、今日まで、その役割や重要性が一様であったわけではない。60年代に貿易や資本の自由化が行われるようになって、日本の企業や産業は、そ

れまでの通産省の保護育成施策のおかげで、徐々にそして大きく実力をつけつつあったので、政策当局の施策方針に変化が見られたというのが常識である。それ故、産業政策が極めて有効に機能したのは1950年代だったとする鶴田の意見⁵⁶⁾は少数派に属するが、むしろこの見解が正しいようにおもわれる。

それはともかく、有効であった時期に見解の相違はあるが、いずれにせよ、三輪らの批判点すなわち我が国には産業政策の手段もなく、従って産業政策が存在しなかったと言うことにはならない。

一般に、政策評価の問題を考えると、評価者の理論的、思想的背景の影響を免れることはできないが、いうまでもなく、この影響は最小限にとどめる必要がある。そして主体が行使した行為の事実認定、目標と政策手段の関連性の確認、効果の測定など徹底した実証が必要であろう。このことに関する綿密詳細な研究はすでに上野他⁵⁷⁾によって行われている。その場合でも、最もゆるい行政指導の場合のように、当事者間の話し合いあるいは口答指示⁵⁸⁾による調整など、記録に残されないようなものもあったかもしれない。そうなれば実証の方法にも限界がある。

さらに、IVで見たように、評価者の理論的・思想的背景の問題についても、小宮の主張に否定しがたいところがある。とくに、新古典派的接近と政治経済学的接近(戦略政策論者)の立場では、産業政策に対する評価が大いに異なる。現に、産業政策の初期の頃には、マルクス経済学的な発想が現実の政策・行政に影響をあたえていたことを考えるならば、政治経済学的な視点が避けられない。また自由放任主義(完全なマーケットメカニズム作用)による失敗の社会的コストが、(産業政策など)政府介入によってゆがめられた社会的コストよりも小さいという保証はない。換言すれば、「市場の失敗」と「政府の失敗」の相対評価の問題になる。

いずれにせよ、伊藤らも述べている⁵⁹⁾ように、産業政策の有効性を実証的に評価するには、これまで積み重ねられてきた以上に綿密な事実調査と客観的な判断が要求されるのであって、ここで性急な結論を出すことは慎まなくてはならない。

産業政策の意義・問題を正しく評価するには、戦後の日本の通産省による産業政策の役割を歴史的に総括し、その政策の論理や手段を精査する必要があるであろう。

謝辞：本稿は関西大学学部共同研究費の交付を受けての成果であり、法人の措置に対し記して謝意を表したい。

注

- 1) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年、12月。
- 2) 三輪・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』日本経済新聞社、2002年、p.45。
- 3) 三輪・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』日本経済新聞社、2002年、p.X～Xi。
- 4) 小宮隆太郎『日本の産業政策』東洋経済新報社、1999年、p.2。
- 5) 貝塚啓明『経済政策の課題』東京大学出版会、1973年、p.164。
- 6) 篠原三代平「産業政策と独禁政策の諸問題—資本自由化に対処する道—」、『エコノミスト臨時増刊』1967年4月20日号、毎日新聞社。
- 7) 鶴田俊正・伊藤元重『日本産業構造論』NTT出版、2003年、p.71注参照。
- 8) 内田公三『経団連と日本経済の50年—もう一つの産業政策史』日本経済新聞社、1996年、p.13。
- 9) OECD (ed.), *United States Industrial Policies*, 1970. *The Industrial Policies of 14 Member Countries*, 1971. *The Industrial Policy of Japan*, 1972. *Adjustment for Trade; Studies on Industrial Adjustment Problems and Policies*, 1975.
- 10) Ha-Joon Chang, *The Political Economy of Industrial Policy*, 1994. Macmillan Press.
- 11) Otis L. Graham, Jr., *Losing Time -The Industrial Policy Debate*, 1992. Harvard Univ. Press. p.22.
- 12) 貝塚啓明『経済政策の課題』東京大学出版会、1973年、p.167および「新古典派総合の立場から見た政策体系」『週間東洋経済』臨時増刊、1968年12月11日号。
- 13) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.3～4。
- 14) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.3～4、新庄・岩崎・土井・井出『新・産業の経済学』昭和堂、1994年、p.217。
- 15) 小野五郎『現代日本の産業政策』日本経済新聞社、1999年、p.23。
- 16) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.8。
- 17) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1997年、p.5。
- 18) 奥野(藤原)正寛「戦後日本の産業政策と競争社会」薮下・国府・秋山編『日本経済—競争・規制・自由化』所収、1992年、p.28。
- 19) 新野幸次郎「効率と公平の独禁政策」『日本経済評論』1974年3月号、雷新軍『日本の経済発展における政府の役割—産業政策の展開過程の分析』専修大学出版局、2003年、p.9。
- 20) Johnson, C., 'Introduction: The Idea of Industrial Policy', in C. Johnson (ed.), *The Industrial Policy Debate*, (San Francisco; Institute for Contemporary Studies), 1984.
- 21) Reich, R 'Why the U. S. Needs an Industrial Policy', *Harvard Business Review*, Jan/Feb p.75, 1982.
- 22) Pinder, J., 'Causes and Kind s of Industrial Policy' in J. Pinder (ed.), *National Industrial Strategies and the World Economy*, 1982, pp.44-52.
- 23) Donges, J., 'Industrial Policies in West Germany's Not So marketoriented Economy', *The World Economy*, Vol.3, no.2 p.189
- 24) Ha-Joon Chang, *The Political Economy of Industrial Policy*, 1994. Macmillan Press. p.59.
- 25) Landesmann, M., *Industrial Policy and Social Corporatism*, Oxford Clarendon Press 1992.
- 26) OECD (ed.), *The Aims and Instruments of Industrial Policies: A Comparative Studies*, 1975.
- 27) 上野裕也『日本の経済制度』日本経済新聞社、1978年、p.12、また新庄浩二・岩崎 晃・土井教之・井出秀樹『新・産業の経済学』昭和堂1994年、p.216。
- 28) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年、p.102。
- 29) Caves, Richard and Masu Uekusa, *Industrial Organization*, 1976 in Patrick and Rosovsky, eds, 1976.

- 30) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年、p.13~14.
- 31) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年、p.14.
- 32) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1997年、p.262.
- 33) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年、第8章、p.369~433.
- 34) 三輪芳朗・J・マーク・ラムザイヤー『産業政策論の誤解』東洋経済、2002年.
- 35) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1997年、p.271において、山脇は「競争制限的な性格を有する行政指導は、たとえそれが行政目的に対して一般的に有効でなかったとしても、間接的あるいは副次的な影響を産業の市場成果に及ぼしうる……」との意見は全く同感である。
- 36) 上野裕也『日本の経済制度』日本経経済新聞社、1978年、p.23.
- 37) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.10.
- 38) 大山耕輔『行政指導の政治経済学』有斐閣、1997年、p.39.
- 39) 大山耕輔『行政指導の政治経済学』有斐閣、1997年、p.42~43.
- 40) 大山耕輔『行政指導の政治経済学』有斐閣、1997年、p.40.
- 41) 鶴田俊正・伊藤元重『日本産業構造論』NTT出版、p.81.
- 42) Boltho, A., 'Was Japan's Industrial Policy Successful?', *Cambridge Journal of Economics*, vol.9, no.2, 1985.
- 43) 鶴田俊正・伊藤元重『日本産業構造論』NTT出版、2003年、p.81.
- 44) 上野裕也「産業政策と経済制度」、荒憲治郎・伊藤善市・倉林義正・佐藤隆三・宮沢健一編『戦後経済政策論の争点』勁草書房、所収、1980年、p.296~7.
- 45) 宮沢健一「産業政策論の争点」、荒憲治郎・伊藤善市・倉林義正・佐藤隆三・宮沢健一編『戦後経済政策論の争点』勁草書房、所収、1980年、p.271~283.
- 46) 御園生等「寡占・合併政策」、篠原三代平・馬場正雄編『現代産業論3 産業政策』日本経済新聞社、所収、1973年、p.62~63.
- 47) 藪下・国府・秋山編『日本経済—競争・規制・自由化—』所収、奥野正寛「戦後日本の産業政策と競争社会」p.29.
- 48) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1997年、p.10.
- 49) 日本経済政策学会編著『経済政策学の誕生』所収、1988年、中村秀一郎「産業政策—戦後30年の回顧と展望」p.420~421.
- 50) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.21.
- 51) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1984年、p.6.
- 52) 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1984年、p.21.
- 53) 小宮隆太郎は直接通産行政に関わったわけではないが、87年から10年間、通商産業省の付置研究所の所長の要職にあった。その事情については小宮隆太郎『日本の産業・貿易の経済分析』東洋経済新報社、1999年、まえがきに詳しい。
- 54) Friedman, D., *The Misunderstood Miracle: Industrial Development and Political Change in Japan*, 1988, p.3.
- 55) 日本経済政策学会編『日本経済における政府の役割』勁草書房、1986年、日本経済政策学会年報XXXIV、p.28.
- 56) 鶴田俊正「水平分業時代の産業政策」、日本経済政策学会編『世界の中の産業政策—ボーダーレス経済への対応』日本経済政策学会年報XXXVIII、所収、1990年、p.43.
- 57) 大川耕輔『行政指導の政治経済学』有斐閣、1997年.
- 58) 大川耕輔『行政指導の政治経済学』有斐閣、1997年、p.261.
- 59) 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年、p.21.